

環境ガイドライン担当審査役年次活動報告書(2004年度)

1. はじめに

(1) 異議申立手続¹の概要

異議申立手続の目的は、国際協力銀行による新環境ガイドライン²の遵守・不遵守にかかる事実を調査し、結果を総裁に報告すること、新環境ガイドラインの不遵守を理由として生じた国際協力銀行の投融資案件に関する具体的な環境・社会問題にかかる紛争に関して、迅速な解決のため、当事者の合意に基づき当事者間の対話を促進すること、にあります。

具体的には、現地の住民から異議申立手続要綱に基づき、「新環境ガイドラインが遵守されておらず、現地で被害が生じている」との申立があった場合、審査役が独立・中立的な立場から調査を行って総裁に報告します。さらに、関係者間の対話を促すなどの活動により、現地での問題の解決に向けて貢献します。

この制度は、二国間の輸出信用機関や援助機関としては、国際的にみてもほぼ類例のない試みであり、OECD(経済協力開発機構)の場で示された国際的な環境配慮ガイドライン「コモンアプローチ」においても未だ具体化されていない先進的なものです。

(2) 年次活動報告書について

この年次活動報告書は、異議申立手続要綱において定められた通り、毎年度の審査役の活動状況を公表するものです。

¹環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドラインに基づく異議申立手続要綱
<http://www.jbic.go.jp/autocontents/japanese/news/2003/000053/index1001.htm>

²「環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン」
<http://www.jbic.go.jp/japanese/environ/guide/kankyau/index.php>

2. 2004 年度活動報告

(1) 2004 年度の異議申立て

2004 年度(2004 年 4 月～2005 年 3 月)は、異議申立の受領はありませんでした。

(2) 広報活動

国際協力銀行のホームページ(和文、英文)において、異議申立手続について説明し、環境ガイドライン担当審査役(以下「審査役」)のプロフィール等を掲載しています。また、異議申立手続要綱(和文、英文)については、ホームページに掲載している他、冊子を作成し本店、大阪支店、海外の駐在員事務所を通じて一般の方にも配布しています。

(3) 行内研修の実施

異議申立手続きについて、行内での周知徹底を図るため、本行投融資部門の職員を対象に 2004 年 5 月から 6 月にかけて複数回に分けて研修を実施しました。

(4) 世界銀行インスペクション・パネル等との協議

世界銀行等の国際金融機関においては、こうした異議申立手続が 10 年ほど前から逐次導入されており、最近では一般にアカウントビリティ・メカニズムと呼ばれるようになってきています。中でも、世界銀行インスペクション・パネルは 1993 年に設置され、これまで 30 件を超える異議申立の受付実績があるなど、各機関のアカウントビリティ・メカニズムの中で、もっとも経験・ノウハウを蓄積しています。世界銀行インスペクション・パネルは、国際金融機関と二国間機関に呼びかけ、情報共有・意見交換をするための第一回目の非公式会合³を 2004 年 5 月にワシントンの世界銀行本部で行いました。審査役はこの会合に参加し、本行の異議申立手続について紹介しました。

また、同じ世銀グループの国際金融公社(IFC)は対話促進による問題解決重視型のコンプライアンス・アドバイザー / オンブズマン(CAO)を設置し、これまで 30 件以上の取り組み実績があります。2005 年 3 月には IFC-CAO の本行への来訪を受け、審査役は行内関係部署や日本貿易保険環境ガイドライン審査役と共に IFC-CAO の最近の活動・経験について情報収集を行いました。

さらに、アジア開発銀行(ADB)は 1995 年に導入したアカウントビリティ・メカニズ

³ 参加機関：世界銀行インスペクション・パネル、IFC コンプライアンス・アドバイザー・オンブズマン、ADB コンプライアンス・レビュー・パネル、米州開発銀行インディペンデント・インベスティゲーション・メカニズム、欧州復興開発銀行インディペンデント・リコース・メカニズム、カナダ輸出開発公社コンプライアンス・オフィサー、本行環境ガイドライン担当審査役、国際通貨基金独立監査室、北米環境委員会

ムを 2003 年に見直ししましたが、アジア開発銀行コンプライアンス・レビュー・パネル議長が 2004 年 6 月に本行を来訪した際には、審査役は ADB の制度見直しの背景と新制度について情報収集を行い、また、本行の異議申立手続きについて説明しました。

審査役は、こうした活動を通じて、異議申立手続きの公正・適正な運用、実務上の留意点等に関する意見交換を積極的に進めています。

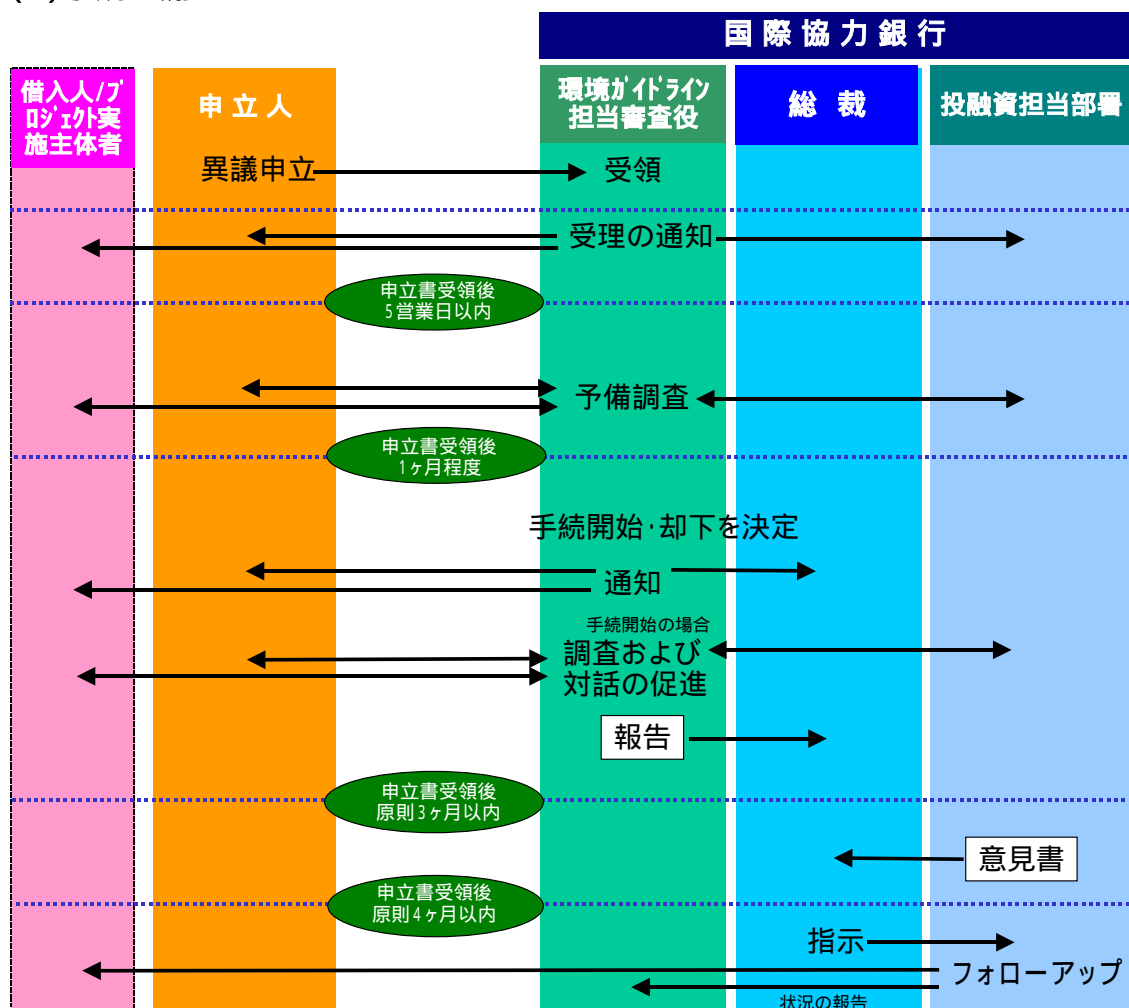
(5) 各国の公的輸出信用機関への説明

各国の公的輸出信用機関(ECA)の中でアカウントビリティ・メカニズムを導入している機関はいまだ少数です。審査役は、他国の ECA にアカウントビリティ・メカニズムの導入に係る検討材料を提供するため、2004 年 9 月に開催された国連環境計画(UNEP)主催の ECA の環境に関する非公式会合⁴に参加し、本行の異議申立手続きについて説明しました。

⁴参加機関：UNEP（主催）、伊輸出信用保険特別部（ホスト）、米国輸出入銀行、英国輸出信用保証局、独ヘルメス信用保険会社、オランダ財務省、スペイン金融公社、日本貿易保険等

参考:異議申立の手續

(1)手續の流れ



(2)異議申立書の提出方法

(提出様式) 書面による提出

(郵便宛先) 〒100-8144 東京都千代田区大手町 1-4-1
国際協力銀行 環境ガイドライン担当審査役

(ファックス番号) 03-5218-3946

(メールアドレス) sinsayaku@jbic.go.jp

(ホームページ) <http://www.jbic.go.jp/japanese/environ/consult/index.php>

以上

(例)

申立書

平成 年 月 日

国際協力銀行
環境ガイドライン担当審査役 行

(A) 申立人氏名：

(B) 申立人の連絡先：

【代理人がいる場合は以下を記入】

(代理人氏名)

(代理人連絡先)

プロジェクト実施主体への匿名を希望
しますか(いずれかに をする)

は い ・ い い え

(C) 異議を申し立てる対象の案件：

- ・ 国名
- ・ プロジェクトサイト
- ・ プロジェクトの概要

(D) 申立人に対して生じた重大な具体的被害または将来発生する相当程度の蓋然性がある
重大な被害：

(E) 申立人が考えるガイドライン不遵守の条項および不遵守の事実：

(F) ガイドライン不遵守と被害の因果関係：

(G) 申立人が期待する解決策：

(H) プロジェクト実施主体との協議の事実：

(I) 本行投融資担当部署との協議の事実：

(J) (代理人を介して申立を行う場合) 代理人を介して申立を行う必要性の記載および申
立人が代理人に対し授權していることの証憑：

申立人は、本申立書に記載されている事項が全て真実であり、虚偽のない事を約束し
ます。

以 上